

横浜市行政不服審査会答申
(第128号)

令和5年4月11日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「保育利用料変更処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人の子である●●（以下「本児」という。）について、南区長（以下「処分庁」という。）が、令和4年8月26日付けで、同年9月以降の小規模保育事業の保育料を月額34,400円とする保育利用料変更処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分に係る税額（保育料の算定の根拠となる令和4年度の市民税所得割課税額）及び保育料の算定が不適法・不適切であるとして審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

参照される市民税所得割課税額の相違幅と照らし合わせて、保育料の変更（増額）幅が大きすぎるため、税額又は保育料の算定に誤りがあると考えられる。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第29条第3項第2号に基づく横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成27年3月横浜市規則第58号。以下「規則」という。）により保育料を定め、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条に基づき本件処分を行った。

(2) 市町村民税所得割課税額の算定については、横浜市保育所等利用料算定及び副食費免除の対象決定事務取扱要領（平成27年4月1日こ保第3996号。以下「要領」という。）第3条第1項第2号に基づき、税率6%を用い、次の計算式による。

$$\begin{aligned} & (\text{合計所得金額（総所得金額等）} - \text{所得控除}) \times \text{市民税率} 6\% \\ & - \text{調整控除額} - \text{所得割の調整措置の額} \end{aligned}$$

(3) 本児について、令和4年9月から令和5年3月までの保育料月額は、規則第4条第1項が引用する別表第2（以下「別表第2」という。）の2の表

の3号認定こども・特定地域型保育事業・第1子負担額の欄が適用され、市町村民税所得割課税額が139,300円（負担区分D10階層）、保育必要量が保育短時間認定だったことから、月額34,400円と認定した。

- (4) 市町村民税所得割課税額は、市民税所管部署である西区税務課が決定した市民税額や調整控除額等に基づき計算しているため、誤りはない。
- (5) 令和3年4月から8月まで及び同年9月から令和4年3月までは、審査請求人の子である本児の兄（以下「兄」という。）が教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子どもに該当していたため、本児には第2子負担額が適用されていたところ、令和4年4月以降は、兄が就学したため、本児には第1子負担額が適用されることとなり、同年8月までは、市町村民税所得割課税額が130,800円（負担区分D9階層）であったことから月額30,500円と認定し、その後、同年9月からについて上記(3)のとおり認定した。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 法第29条第3項は、「地域型保育給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。」と、同項第2号は「政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と規定する。

イ 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項は、「満3歳未満保育認定子ども…に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育…に係る標準的な費用の額として内閣

総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。」と規定し、政令第9条は、「第4条第2項の規定は、法第29条第3項第2号…の政令で定める額について準用する。」と規定する。

ウ 規則は、法第29条第3項第2号に基づき当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「教育・保育費」という。）を定めるものである（規則第1条）。

エ 規則第4条第1項は、「教育・保育費…は、別表第2のとおりとする。」と定め、別表第2の2の表は、政令第9条により準用する政令第4条第2項による満3歳未満保育認定こどもに係る利用施設・事業、負担額対象区分及び必要保育量ごとに、現年度分の市町村民税所得割課税額等に基づく負担区分階層に応じた保育料を定める。

オ 別表第2の2の表の備考には、「1 この表において「3号認定子ども」とは、政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。」、「2 この表において「第1子負担額」とは、教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子ども（政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）…のうち最年長者である3号認定子ども…に係る負担額をいう。」、「3 この表において「第2子負担額」とは、負担額算定基準子ども等が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る負担額算定基準子ども等のうち第2子が3号認定子どもであるときの当該第2子…に係る負担額をいう。」、「5 この表において、「保育標準時間認定」とは告示に規定する保育標準時間認定を、「保育短時間認定」とは告示に規定する保育短時間認定をいう。」、「6 この表において「現年度」とは、特定教育・保育又は特定地域型保育のあった月の属する年度（特定教育・保育又は特定地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）をいう。」、「7 この表において「市町村民税課税額」及び「市町村民税所得割課税額」とは、市長が別に定めるところにより算定した額をいう。」と定める。

カ 市町村民税所得割課税額は、別表第2の2の表の備考7の「市長が別に定めるところ」に当たる要領第3条第1項第2号に基づき算定される。

(2) 認められる事実

ア 本児について、令和3年4月から8月までの保育料月額、別表第2の2の表の3号認定こども・特定地域型保育事業・第2子負担額の欄が

適用され、令和2年度の審査請求人の市町村民税所得割課税額が95,700円（負担区分D6階層）、保育必要量が保育短時間認定だったことから、月額6,900円と認定された。

イ 本児について、令和3年9月から令和4年3月までの保育料月額は、別表第2の2の表の3号認定こども・特定地域型保育事業・第2子負担額の欄が適用され、令和3年度の審査請求人の市町村民税所得割課税額が130,800円（負担区分D9階層）、保育必要量が保育短時間認定だったことから、月額11,600円と認定された。

ウ 本児について、令和4年4月から8月までの保育料月額は、別表第2の2の表の3号認定こども・特定地域型保育事業・第1子負担額の欄が適用され、令和3年度の審査請求人の市町村民税所得割課税額が130,800円（負担区分D9階層）、保育必要量が保育短時間認定だったことから、月額30,500円と認定された。

エ 本児について、令和4年9月から令和5年3月までの保育料月額は、上記4(3)のとおり、令和4年度の審査請求人の市町村民税所得割課税額が139,300円（負担区分D10階層）だったことから、月額34,400円と認定された。（本件処分）

(3) 争点に対する判断

ア 本件において、本児の令和4年9月以降の負担区分台帳によれば、令和4年度の審査請求人の市町村民税所得割課税額139,300円との算定は、法第29条第3項第2号に基づく規則及び要領に則って、上記4(2)の計算式により、次の表のとおり、適正に行われていると認められる。

A	審査請求人の総所得金額	3,931,200円
B	審査請求人の所得控除額	1,582,330円
C	A - B	2,348,870円
D	Cの地方税法第20条の4の2第1項による端数処理	2,348,000円
E	D × 6%	140,880円
F	E - 1,500円（調整控除額）	139,380円
G	F - 0円（所得割の調整措置の額）	139,380円
H	Gの地方税法第20条の4の2第3項による端数処理	139,300円

当該台帳に記載された審査請求人の合計所得金額及び所得控除額に誤

りがあることをうかがわせる事情もない。

よって、本件処分の基礎となる市町村民税所得割課税額の算定が違法又は不当であるとは認められない。

イ また、保育料の認定は、法第 29 条第 3 項第 2 号及び政令第 4 条第 2 項が規定する額を限度として、行政庁の合理的な裁量に委ねられている。本児に係る保育料の認定は上記 4 (3) のとおりであり、その認定に用いられた別表第 2 の 2 の表が定める額は、法第 29 条第 3 項第 2 号及び政令第 4 条第 2 項が規定する限度額の範囲内であり、処分庁の合理的な裁量権の行使であるといえるから、その認定が違法又は不当であるとは認められない。

ウ 審査請求人は、参照される市民税所得割課税額の相違幅と照らし合わせて、保育料の変更（増額）幅が大きすぎると主張する。

この主張は、令和 4 年 4 月から 8 月までと同年 9 月から令和 5 年 3 月までの保育料の変更の増額に係るものと解される。この点についてみるに、審査請求人に係る令和 4 年 4 月から 8 月までの市町村民税所得割課税額は 130,800 円、令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までの市町村民税所得割課税額は 139,300 円であり、別表第 2 の 2 の表によれば、120,601 円以上 138,600 円以下が D 9 階層、138,601 円以上 169,000 円以下が D10 階層とされている。そうすると、保育料が増額となったのは、令和 4 年 4 月から 8 月までは D 9 階層であった別表第 2 の 2 の表における負担区分が、令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までは、D10 階層となったためであり、この負担区分の適用に誤りはない。

なお、令和 3 年 9 月から令和 4 年 3 月までと同年 4 月から 8 月までとで認定月額の変更（増額）幅が大きくなっているが、その理由は、令和 4 年 3 月までは、兄について別表第 2 の 2 の表の負担額対象区分における第 1 子負担額が適用となり、本児は第 2 子負担額の適用となっていたが、令和 4 年 4 月に兄が就学したため、同月以降、本児について別表第 2 の 2 の表の負担額対象区分における第 1 子負担額が適用となることとなったことにある。

したがって、本件処分において、別表第 2 の 2 の表における 3 号認定子ども、特定地域型保育事業、第 1 子負担額、保育短時間認定及び D10 階層を適用したことに違法又は不当は認められない。

エ よって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結語

よって、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和4年11月1日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和4年11月21日	・ 弁明書等の受理
令和4年11月24日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和4年12月19日	・ 反論書等の提出再依頼
令和5年1月18日	・ 物件の提出依頼（処分庁宛て）
令和5年1月24日	・ 物件の受理
令和5年1月27日	・ 物件の提出通知
令和5年2月14日	・ 物件の提出依頼（処分庁宛て）
令和5年2月16日	・ 物件の受理
令和5年2月17日	・ 物件の提出通知
令和5年3月3日	・ 審理手続の終結
令和5年3月9日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年3月14日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和5年4月11日	・ 調査審議